

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年6月14日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200323 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300006 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 8 月

国の記録によると、請求期間に係る標準賞与額の記録はないが、A 社から請求期間に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社のものとする明細書 (以下「明細書」という。) の月分の欄には、数字や季節が記載されているもののほかに、年末調整と記載されているものや空欄となっているものもあり、これらの明細書には支給年の記載がないところ、同社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管していない旨回答しており、同社の担当者は、明細書の月分の欄に季節が記載されているものが賞与明細書である旨陳述していることから、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険の標準賞与額及び請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の請求期間に係る賞与明細書の記載内容を基に検証を行ったが、明細書の中に請求期間に該当する賞与明細書は見当たらない。

また、請求者が提出した「平成 18 年分給与所得の源泉徴収票」、平成 17 年度及び平成 18 年度「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」並びに「平成 19 年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」については、請求期間に該当する年又は年度に係るものではなく、請求者の住所地である B 市は、請求期間に係る年度の課税資料について、保管期限を経過しているため、資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。